浜中町学校適正規模·適正配置基本計画

令和6年9月 浜中町教育委員会

目 次

	基本計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・ 1
1	基本計画策定の趣旨
2	2 基本計画策定の背景
П	町立小・中学校の状況と課題 ・・・・・・・・・・・・ 2
1	総人口と児童生徒数の推移
2	2 総人口と5~14歳人口の推計
3	3 学校別の児童生徒数の推計
4	4 小・中学校の規模
5	5 学校の小規模化に伴う課題
6	学校施設の現状
Ш	学校の適正規模・適正配置の基本的な考え ・・・・・・・・ 5
1	学校適正規模の基本的な考え方
2	2 学校適正配置の基本的な考え方
3	3 これからの適正規模・適正配置の実施にあたって考慮すべき事項
$ \vee $	適正規模・適正配置の手法 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
1	学校統合
2	2 小中一貫教育の導入
V	適正配置計画 8
1	霧多布小学校
2	2 霧多布中学校
3	
4	
5	
6) 浜中中学校
7	7 茶内小学校
8	3 茶内中学校
\bigvee	おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

| 基本計画策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

全国的に少子化が進む中、本町においても児童生徒数の減少による小・中学校の小規模化が進行しており、児童生徒の人間関係の固定化や多様な価値観とのふれあいの減少、学級数の減少に伴う教職員数の減少など、教育環境への様々な課題が指摘されています。

また、学校は地域の活動拠点や文化・スポーツ活動拠点など、地域コミュニティの 核として重要な役割を担っており、学校規模や配置の適正化は、保護者や地域住民の 理解と協力を得て実施することが重要です。

本町教育の基本理念である「ふるさと浜中に生き、豊かなまちを拓き創造する人づくり」、さらには、第6期浜中町まちづくり総合計画の基本目標である「豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり」の実現に向け、本町教育の良さを次代に引き継ぎ、持続可能な望ましい教育環境の実現を目指し、基本的な考え方や具体的な方策を示し、保護者や地域住民、行政が一体となってその取組を円滑に進めるため、「浜中町学校適正規模・適正配置基本計画」を策定します。

2 基本計画策定の背景

本町では、地域の特性を生かし、特色ある教育活動を推進してきましたが、社会の変化や少子化に対応し、児童生徒に確かな学力や豊かな心などの「生きる力」を育むための教育環境を整備していくため、平成17年に「浜中町立小中学校の適正配置に係る基本方針」を定め、小・中学校の適正規模・適正配置を進めてきました。

しかし近年、義務教育が「小学校6年、中学校3年」から「9年間を通した形」で新たに規定されたほか、教育内容や学習活動の量的・質的充実、児童生徒の発達の早期化、校舎の老朽化など、新たな教育課題が浮き彫りとなる中で、今後の本町における学校運営についても、学校区のあり方や学校の統廃合、小中一貫教育、義務教育学校など様々な観点から見直すべき段階にきていると判断しました。

そこで、浜中町教育委員会では、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備する観点から、令和4年7月に「学校の適正規模・ 適正配置の検討の進め方に関する基本方針」を策定し、学校適正規模・適正配置に関 する検討を開始しました。

この基本方針に沿って、令和5年7月に浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、「浜中町学校適正規模・適正配置基本計画の策定に係る基本的な考え方」 「浜中町立小中学校の適正化に向けた具体的な方策」の2点について諮問を行い、令和6年3月15日に答申を受けたところです。

浜中町教育委員会では、この答申書の内容を基本とし、浜中町学校適正規模・適正 配置についての基本計画を策定することとしました。

|| 町立小・中学校の状況と課題

1 総人口と児童生徒数の推移

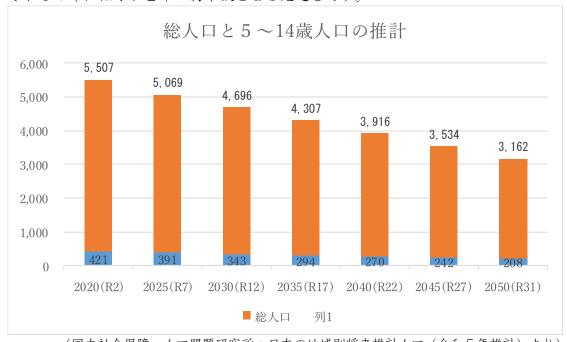
本町の児童生徒数は、昭和37年の2,923人をピークに減少の一途をたどり、 令和6年5月1日現在、354人となっており、ピーク時と比較して約12%と大幅 に減少しています。



(総人口については、国勢調査(総務省)及び浜中町史より。ただし、令和6年の数値は4月末現在の住民基本台帳人口。児童生徒数については教育委員会調べ。)

2 総人口と5~14歳人口の推計

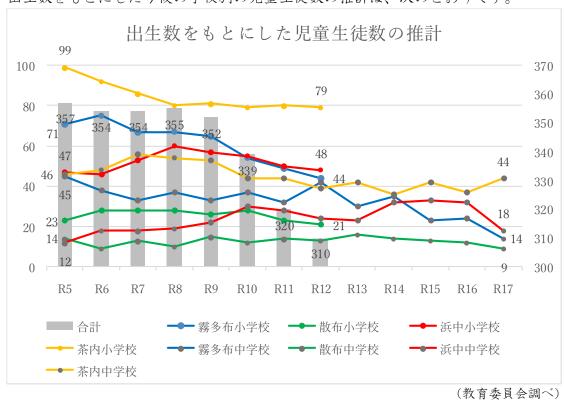
人口減少と少子化の流れは今後もさらに進む傾向にあり、推計によると児童生徒数が令和31年には令和2年の約半数となる見通しです。



(国立社会保障・人口問題研究所:日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)より)

学校別の児童生徒数の推計

出生数をもとにした今後の学校別の児童生徒数の推計は、次のとおりです。



4 小・中学校の規模

学校教育法施行規則では、小・中学校の標準的な学級数を「12学級から18学級」 と規定しており、標準的な学級数を下回る学校を「小規模校」「過小規模校」に区分 しています。

本町では令和6年度現在、全8校のうち霧多布小学校、茶内小学校、霧多布中学校、 茶内中学校の4校が「小規模校」に区分され、散布小学校、浜中小学校、散布中学校、 浜中中学校の4校が複式学級を有する「過小規模校」に区分されます。

(◎小学校 (人)											
		霧多布小		散石	散布小		浜中小		勺小	合 計		
	R 6年	児童业	学級	児童业	学級业	児童	学級	児童	学級业	児童	学級数	

	務夕巾小		敗布小		洪中小		余八八		台前	
R 6 年度	児童数	学 級 数	児童数	学 級 数	児童数	学 級 数	児童数	学級数	児童数	学級数
	7 5	6	28	4	46	4	9 2	6	2 4 1	20

◎中学校 (人)											
	霧多布中		散布中		浜中中		茶内中		合	計	
Ь											

	務多	務多布甲		散布中		洪中中		余內甲		計
R 6年度	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学 級 数
	3 8	3	9	2	1 8	3	4 8	3	1 1 3	1 1

5 学校の小規模化に伴う課題

小・中学校の小規模化は学校運営や教育活動に様々な影響を及ぼします。 本町における学校の適正規模・適正配置を検討する上では、小規模校のメリット

を最大化しデメリットを最小化する方策が必要となります。

	メリット	デメリット
学習面	・教員は児童生徒の顔と名前が一致	・多様な考え方に触れる機会が少ない。
	し、一人ひとりに目が届きやすく、	・目が届く反面、手を掛けすぎてしまう
	きめ細やかな指導ができる。	ことがある。
	・学校行事や学習活動において、一人	・集団活動や部活動に制約が生じやす
	ひとりの活躍の場が創出しやすい。	\ \ ₀
	・体験活動などの校外学習がしやす	・複式の学級では、学習面で指導の行き
	い。(郷土学習など地域の資源を活	届かない時間ができてしまう。
	かした学習がしやすい。)	・複式の学級では、教員の負担が大き
		\ \ ₀
生活面	・異学年間の交流がしやすい。	・人間関係が固定化しやすい。
	・一人ひとりに目が届きやすく、健康	
	状態や様子の把握がしやすい。	
学校	・教職員間の連絡調整がしやすい。	・教員の一人当たりの負担が大きくな
運営面	・コミスクなど地域との連携が図りや	る。
廷吉田	すい。	・PTA活動やコミスクなど保護者の負
		担が大きくかる

6 学校施設の現状

学校配置は、これまでの学校統合の結果、霧多布地区、散布地区、浜中地区、茶内地区の4地区に、それぞれ小学校1校、中学校1校(散布地区は小中併置校)が配置されています。

また、学校施設の状況は、次のとおりとなっています。

学校名	建物名	建築年	経過年数	耐用年数
霧多布小学校	校 舎	S 5 7	42年	60年
務多布小子仪	体育館	H 2 5	11年	年 47年 47年 60年 40年 60年 40年 60年 40年 60年 60年 60年 60年 60年 60年 60年 6
散布小中学校	校 舎	S 6 1	38年	60年
权 机	体育館	S 6 2	S 6 1 3 8 年 6 0 年 S 6 2 3 7 年 4 0 年 S 6 3 3 6 年 6 0 年 H 1 3 2 3 年 4 0 年 H 2 3 4 年 6 0 年	
注中小学校	校 舎	S 6 3	36年	60年
从 中小子仪	体育館	H 1 3	23年	40年
茶内小学校	校 舎	H 2	34年	60年
朱八八子仪	体育館	Н 3	33年	40年
霧多布中学校	校 舎	S 4 9	50年	60年
務多布中子仪	体育館	S 5 0	49年	40年
	校 舎	S 6 0	39年	60年
然生生于 权	体育館	H 1 0	26年	40年
茶内中学校	校 舎	S 5 8	41年	60年
(宋 r) 下 才 ()	体育館	S 5 9	40年	40年

注:耐用年数は目安です。

改修や耐震補強等を行っており、耐用年数が過ぎても校舎等は使用可能です。

|| 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え

浜中町の次代を担う子どもたちが、知 (確かな学力)・徳 (豊かな心)・体 (健やかな体) の調和のとれた「生きる力」を育むための望ましい教育環境の整備に向け、本町における小・中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方を次のとおり定めます。

1 学校適正規模の基本的な考え方

平成17年12月16日浜中町教育委員会決定の「浜中町立小中学校の適正配置に 係る基本方針」を基本的な考え方として踏襲します。

(1)公立小中学校にあっては、児童生徒の力を十分に育むためには、教職員が適正 に確保されなければならない。

学校は、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、事務生等の教職員が確保されて、その機能を十分に果たすことができると考える。

教頭については、担任を兼務せず、専任が望ましい。

したがって、これからの教職員確保するための最小児童・生徒数を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第41条第2項の規定による小学校及び中学校の県費負担教職員定数の配置基準に基づき、平成3年3月8日北海道教育委員会決定の「教職員定数の配置及び学級編成基準」に示された16人とする。

よって、児童数が16人に達しない小学校は、将来統合の対象とならない近隣 の学校に統合する。

中学校にあっては、発達段階を考慮し、単式学級で授業が行えるような環境が 望ましいと考える。

したがって、中学校にあっては、複式学級を組まなければならない学校について、近隣の学校に統合する。

- (2) 基本方針を基に地域の父母や住民と統合に向けた協議を行う。 但し、父母の考え、地域の意向を十分に尊重し、強制はしない。
- (3) 最終的には、16人に達しない小学校、複式学級を組む中学校を統合の対象と するが、学校を廃校にすることは、地域の住民に苦渋の選択を迫ることであり、 時間を要することである。

したがって、当面教頭配置のできない2学級の小学校、将来2学級になると見 込まれる小学校、複式学級を組んでいる中学校から統合に向けた協議を進めるこ ととする。

2 学校適正配置の基本的な考え方

学校の適正配置については、本町の地理的要因等を考慮し、限られた財源の中で長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要があります。

このため、学校施設の整備や既存校舎を生かした教室数の確保などを考慮し、それでもなお、適正な配置が図られない場合は、校舎の新設についても検討していきます。

また、国が示す適正な通学距離は、小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km 以内とし、通学時間については、概ね1時間以内を目安としています。

これまでの学校統合の結果、散布小中学校を除く小・中学校で、遠距離通学等となる児童生徒に対してスクールバスを運行しており、バス乗車時間は、長い児童生徒で45分程度となっています。これ以上の通学距離や通学時間の延長にあたっては、児童生徒や保護者等の負担軽減や朝時間、放課後時間の確保等の観点、現在運行しているスクールバスの状況を踏まえ、国の示す基準の範囲内とします。

3 これからの適正規模・適正配置の実施にあたって考慮すべき事項

(1)「はまなか」らしい教育環境の整備

本町の次代を担う子どもたちが、知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)の調和のとれた「生きる力」を育むためには、地域の人材や環境など特色を活かした教育や地域との連携を図りながら「郷土愛」を育む「はまなか」らしい教育を進める必要があります。

各地区では学校と地域が連携して、歴史や文化を継承しながら人材や環境を活用する教育活動の推進、酪農業・漁業などの基幹産業や自然に目を向けた郷土愛を育む教育を実践しています。

その「はまなか」らしい教育をより一層推進するためには、地域資源を活かした「総合的な学習」を中心とする教育課程の編成や体系化など、地域と一体となった「地域とともにある学校づくり」を推進する必要があります。

(2) 小規模校の特性を生かす方策

学校の小規模化が学校教育に及ぼす影響は、各学校の学校運営や教育活動、児童生徒の状況、学校と地域との関係など、様々な状況を考慮しながら判断しなければなりません。

現在、本町の学校全てが小規模校もしくは過小規模校で、仮に複数の学校で統合したとしても国が示す適正規模には及ばない状況で、小規模校を維持していくための方策が必要となります。

小規模校のメリットを最大化する方策としては、少人数を生かした個に応じた 指導の充実として、個別学習や繰り返し学習の実施や個に応じた学習課題の設定、 校外学習も含めた体験機会の積極的な導入などがあります。また、特色あるカリ キュラム編成の導入として、「総合的な学習」を活用した体験的・問題解決的な 活動を取り入れた教育課程の編成や「教育課程特例校制度(許可を受けた特定の 学校について、子どもたちの教育の充実を図るため、全国一律の規制とは異なる 特色ある教育を実施するもの。)」の導入などがあります。

デメリットを最小化する方策としては、TV会議システムやオンライン会議システムなどのICTを活用した他校との合同授業の実施や他地域の学校と互いに訪問して行う合同授業などを行うことで、向上心を高め、社会性の涵養や多様な

考えに触れる機会の創出につながることが考えられます。

こうした方策をそれぞれの学校の実情に応じて、検討する必要があります。

(3) 学校統合のメリットとデメリット

義務教育段階の学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規 範意識を身に付けることが重要になります。そうした教育を十分に行うためには、 一定の規模の児童生徒集団やバランスのとれた教職員集団が配置されていること が望ましく、このようなことから、一定の学校規模を確保するため、地域や保護 者などとの協議を踏まえ学校統合を進めてきました。

一方で、学校統合により歴史や文化を継承しながら人材や環境を活用した特色 ある教育活動が失われたことや子どもと地域の大人との関わり合いが希薄になる などの状況も生じており、地域の衰退が進んだとの声も聞かれます。

今後、さらなる学校統合を考える場合、検討しなければならないことは、地域 や学校なども規模が大きくなればなるほど平準化されるといわれていることです。 これまで各学校で培われてきた特色ある教育内容を学校統合後も継承していくこ とは、その思いを描きつつも難しいという点があります。学校統合後の学校づく りの理念は、教育委員会や学校だけではなく、コミュニティ・スクールなど保護 者等や地域の議論の中で、目指す子ども像の認識を全員が共有することが重要と なります。

また、学校統合を進め、町内1校の小・中学校とすることを仮定した場合、それは町内に身近な他校が存在しなくなるということになります。このことは、児童生徒においては、適正規模校にならない限り小学校1年生から中学校3年生までを同じクラスメイトと過ごす点に変わりはありません。しかしながら、町内の他校との交流学習がなくなることは、多様な考えに触れる機会の減少に繋がります。さらに、学校生活に不適応を起こした場合、同じ町内で転校ができないことにも繋がります。

教職員においては、学校の学級数を基本に教職員数が決まることから、学校統合の結果、学級数が増えなければ町内全体での教職員数が減少することになります。このことは、町内に校長が1人、教頭が1人、各学級や教科担任が1人ずつしかいないという状況に繋がり、身近な他校の教職員との研修や相談等ができなくなるとともに、教職員に不測の事態が生じた場合、早急に代替教員を確保することが難しくなり、学校運営面にも影響を及ぼす恐れがあります。

これからの学校統合を検討する場合は、こうしたことについても検討していく 必要があります。

(4) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育は、小・中学校が目指す子ども像の認識を共有するとともに9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものであり、小中教員の乗り入れ指導や教科担任制の導入などによる学力の向上や小学校から中学校への進学に際し新しい環境での学習や生活に不適応を起こす「中一ギャップ」への対応、異学年交流による精神的な発達や社会性の育成効果への期待、柔軟な教育課程の編成による効果的な教育活動の展開などのほか、保護者組織の一本化による負担軽減などが期待できます。

また、地域特性を活かした教育を体系的に推進する「はまなか」らしい教育を 実現するためには、小中一貫型小・中学校や義務教育学校の導入は、手段として 有効です。

さらに、小中一貫型学校等として再編することによって、学校全体としての児童生徒数や教職員数を確保し、よりよい教育環境が整えられ、小規模校の課題の解消を図るためにも有効です。

(5) 児童生徒の安全確保

本町の小・中学校の校舎等の多くは、昭和50年代後半から60年代前半にかけて建設され、耐用年数は残り25年程度となっています。また、一番古い霧多布中学校は、耐用年数が残り10年となり老朽化が進んでいます。さらに、本町は津波災害の危険性があることから、津波浸水区域にあり避難に時間を要する学校の対策も不可欠です。

学校の適正配置を検討する上では、老朽化や津波防災対策を含め、児童生徒の 安心・安全が確保されるよう進める必要があります。

(6) 保護者や地域の理解

今後の学校の在り方については、町づくりにも大きな影響を及ぼすことから地域の問題として捉え、本町が目指す学校教育の方向性等を丁寧に説明し、保護者等や地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

IV 適正規模・適正配置の手法

1 学校統合

学校の小規模化がさらに進行し適正化が必要な場合、保護者等や地域住民の要望 や意見を尊重しながら行うこととします。

2 小中一貫教育の導入

小中一貫教育については、教育効果が高まる有用な施策として、学校配置や施設の状況、必要規模等を踏まえ、小中一貫型小・中学校や義務教育学校の導入検討を進めることとします。

V 適正配置計画

本基本計画では前述を踏まえ、各小・中学校の状況を個別・地区別に分析した結果、 適正規模・適正配置の方向性について、次の通りとします。

1 霧多布小学校

○学校概要

所る	车 地	霧多布東4条1丁目13番地					
創	立	明治17年12月					
建設年度	校 舎	昭和57(1982)年					
建 议十月	体育館	平成25 (2013) 年					

○児童数の推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
1年生	1 6	4	1 5	4	5	5	1 1
2年生	1 0	1 6	4	1 5	4	5	5
3年生	1 6	1 0	1 6	4	1 5	4	5
4年生	6	1 6	1 0	1 6	4	1 5	4
5年生	1 5	6	1 6	1 0	1 6	4	1 5
6年生	1 2	1 5	6	1 6	1 0	1 6	4
計	7 5	6 7	6 7	65	5 4	4 9	4 4

霧多布小学校は、児童数の減少が見込まれ、今後、複式学級が存在する年度がある見込みです。

一方、校舎の耐用年数は20年程度あることから、当分の間、当該校についての 適正化を行う必要はないと考えられます。

同地区にある霧多布中学校の老朽化が著しいことから、当該校へ併設します。その後、小中一貫型小・中学校や義務教育学校の導入検討を保護者等や地域住民との 共通理解を踏まえ、進めます。

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0
内 容	併設の検討 地域説明	実施設計	改修工事	改修工事	併設開始

2 霧多布中学校

○学校概要

所る	车 地	暮帰別西1丁目160番地					
創	立	昭和22年 5月					
建設年度	校 舎	昭和49(1974)年					
建议 十及	体育館	昭和50(1975)年					

○生徒数の推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R14	R 15	R16	R 17
1年生	1 0	1 2	1 5	6	1 6	1 0	1 6	4	1 5	4	5	5
2年生	1 1	1 0	1 2	1 5	6	1 6	1 0	1 6	4	1 5	4	5
3年生	1 7	1 1	1 0	1 2	1 5	6	1 6	1 0	1 6	4	1 5	4
計	3 8	3 3	3 7	3 3	3 7	3 2	4 2	3 0	3 5	2 3	2 4	1 4

霧多布中学校は、生徒数の減少が見込まれるものの、当分の間、通常学級は各学 年1学級を維持できる見込みです。

しかし、校舎の耐用年数が残り10年となり老朽化が著しい状況です。また、津 波避難のための高台も遠い立地にあります。この喫緊の課題を解決するため、当該 校を霧多布小学校内に併設します。その後、小中一貫型小・中学校や義務教育学校 の導入検討を保護者等や地域住民との共通理解を踏まえ、進めます。

年	度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0
内	容	併設の検討 地域説明	移転準備	移転準備	移転準備	併設開始

3 散布小学校

4 散布中学校

○学校概要

所る	车 地	火散布133番地
倉门	τ	小 明治15年 3月
启门	14	中 昭和22年 6月
建設年度	校 舎	昭和61(1986)年
建议 十月	体育館	昭和62(1987)年

○児童数の推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
1年生	5	5	4	4	4	1	3
2年生	6	5	5	4	4	4	1
3年生	2	6	5	5	4	4	4
4年生	6	2	6	5	5	4	4
5年生	4	6	2	6	5	5	4
6年生	5	4	6	2	6	5	5
計	2 8	2 8	2 8	26	2 8	2 3	2 1

○生徒数の推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R11	R 12	R 13	R14	R 15	R 16	R 17
1年生	1	5	4	6	2	6	5	5	4	4	4	1
2年生	7	1	5	4	6	2	6	5	5	4	4	4
3年生	1	7	1	5	4	6	2	6	5	5	4	4
計	9	1 3	1 0	1 5	1 2	1 4	1 3	1 6	1 4	1 3	1 2	9

散布小中学校は、今後10年間において児童生徒数は横ばいで推移する見込みです。しかし、小学校では複式学級が継続し、中学校でも複式学級が存在する年度がある見込みです。

一方、校舎の耐用年数は25年程度あることから、当分の間、当該校についての 適正化を行う必要はないと考えられます。

短期的には、小規模校のメリットを活かすとともに、デメリットの解消策や緩和 策を検討・実施し、教育の機会均等や質の維持・向上を図る必要があります。

既に小中併置校であることから単独で学校を維持しつつ、小中一貫型小・中学校 や義務教育学校の導入検討を保護者等や地域住民との共通理解を踏まえ、他校に先 駆けて進めます。

ただし、学校の小規模化がさらに進行し適正化が必要な場合は、保護者等や地域

住民の要望や意見を尊重しながら学校適正規模・適正配置を図る手立てを再検討します。

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9∼
内 容	地域説明	一貫校への 移行準備	一貫校への 移行準備	一貫校へ移行

5 浜中小学校

○学校概要

所る	主 地	浜中桜西76番地
創	立	大正14年 5月
建設年度	校 舎	昭和63(1988)年
人	体育館	平成13(2001)年

○児童数の推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
1年生	7	1 1	1 4	8	1 0	0	5
2年生	5	7	1 1	1 4	8	1 0	0
3年生	1 2	5	7	1 1	1 4	8	1 0
4年生	1 1	1 2	5	7	1 1	1 4	8
5年生	7	1 1	1 2	5	7	1 1	1 4
6年生	4	7	1 1	1 2	5	7	1 1
計	4 6	5 3	60	5 7	5 5	5 0	4 8

浜中小学校は、当面の間、児童数は横ばいで推移する見込みですが、複式学級が 継続して存在する見込みです。

一方、校舎の耐用年数は25年程度あることから、当分の間、当該校についての 適正化を行う必要はないと考えられます。

このことから、短・中期的には、小規模校のメリットを活かすとともに、デメリットの解消策や緩和策を検討・実施し、教育の機会均等や質の維持・向上を図りながら校区の地域性を活かすことで、単独で学校を維持します。

また、浜中中学校が同じ敷地にあることから、小中一貫型小・中学校の導入を地域や保護者等との共通理解を踏まえ検討するとともに、これまでの学校統合により教室が手狭なことや教室数が不足する状況にあるので、増改築を検討する際は、浜中中学校との併設も検討します。

ただし、学校の小規模化がさらに進行し適正化が必要な場合は、保護者等や地域 住民の要望や意見を尊重しながら学校適正規模・適正配置を図る手立てを再検討し ます。

年 度	R 6	R 7∼
内 容	地域説明	小中一貫型小・中学校導入の検討

6 浜中中学校

○学校概要

所る	主 地	浜中桜西76番地
創	立	昭和22年 4月
建設年度	校 舎	昭和60(1985)年
人	体育館	平成10(1998)年

○生徒数の推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R11	R 12	R 13	R14	R 15	R16	R 17
1年生	8	4	7	1 1	1 2	5	7	1 1	1 4	8	1 0	0
2年生	6	8	4	7	1 1	1 2	5	7	1 1	1 4	8	1 0
3年生	4	6	8	4	7	1 1	1 2	5	7	1 1	1 4	8
計	1 8	1 8	1 9	2 2	3 0	28	2 4	2 3	3 2	3 3	3 2	1 8

浜中中学校は、今後10年間は生徒数が微増傾向にありますが、複式学級が存在 する年度がある見込みです。

一方、校舎の耐用年数は20年程度ありまることから、当分の間、当該校についての適正化を行う必要はないと考えられます。

このことから、短・中期的には、小規模校のメリットを活かすとともに、デメリットの解消策や緩和策を検討・実施し、教育の機会均等や質の維持・向上を図りながら校区の地域性を活かすことで、単独で学校を維持します。

また、浜中小学校が同じ敷地にあることから、小中一貫型小・中学校の導入を地域や保護者等との共通理解を踏まえ検討するとともに、浜中小学校の増改築を検討する際は、浜中小学校との併設も検討します。

ただし、学校の小規模化がさらに進行し適正化が必要な場合は、保護者等や地域 住民の要望や意見を尊重しながら学校適正規模・適正配置を図る手立てを再検討し ます。

年 度	R 6	R 7∼
内 容	地域説明	小中一貫型小・中学校導入の検討

7 茶内小学校

○学校概要

所る	车 地	茶内橋北西39番地
創	立	大正13年 6月
建設年度	校 舎	平成2(1990)年
人	体育館	平成3(1991)年

○児童数の推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
1年生	9	1 6	1 1	1 5	1 1	1 8	8
2年生	1 7	9	1 6	1 1	1 5	1 1	1 8
3年生	1 3	1 7	9	1 6	1 1	1 5	1 1
4年生	1 4	1 3	1 7	9	1 6	1 1	1 5
5年生	1 7	1 4	1 3	1 7	9	1 6	1 1
6年生	2 2	1 7	1 4	1 3	1 7	9	1 6
計	9 2	8 6	8 0	8 1	7 9	8 0	7 9

茶内小学校は、児童数の減少が見込まれるものの、当分の間、通常学級は1学級 を維持できる見込みです。

また、校舎も一番新しく耐用年数は25年以上あることから、当分の間、当該校 についての適正化を行う必要はないと考えられます。

茶内中学校が同じ敷地にあることから、小中一貫型小・中学校の導入を保護者等や地域住民との共通理解を踏まえ検討するとともに、学校統合により教室が手狭なことや教室数が不足する状況にあるので、増改築を検討する際は、茶内中学校との併設も検討します。

年 度	R 6	R 7∼
内 容	地域説明	小中一貫型小・中学校導入の検討

8 茶内中学校

○学校概要

所る	车 地	茶内橋北西39番地		
創 立		昭和22年 5月		
建設年度	校 舎	昭和58(1983)年		
建议 十及	体育館	昭和59(1984)年		

○生徒数の推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R13	R14	R15	R 16	R 17
1年生	1 5	2 2	1 7	1 4	1 3	1 7	9	1 6	1 1	1 5	1 1	1 8
2年生	1 9	1 5	2 2	1 7	1 4	1 3	1 7	9	1 6	1 1	1 5	1 1
3年生	1 4	1 9	1 5	2 2	1 7	1 4	1 3	1 7	9	1 6	1 1	1 5
計	4 8	56	5 4	5 3	4 4	4 4	3 9	4 2	3 6	4 2	3 7	4 4

茶内中学校は、生徒数の減少が見込まれていますが、今後10年間は通常学級は 1学級を維持できる見込みです。

また、校舎の耐用年数は20年程度あることから、当分の間、当該校についての 適正化を行う必要はないと考えられます。

茶内小学校が同じ敷地にあることから、小中一貫型小・中学校の導入を保護者等 や地域住民との共通理解を踏まえ検討するとともに、茶内小学校の増改築を検討す る際は、茶内小学校との併設も検討します。

年 度	R 6	R 7∼
内 容	地域説明	小中一貫型小・中学校導入の検討

VI おわりに

本基本計画は、全ての子どもたちにとってよりよい教育条件や教育環境を整備していくことを目指し、児童生徒数や学級数の減少が進む中で、望ましい学校規模を維持していくために今後20年間を見据えて小・中学校の配置について策定するものです。

学校には、それぞれの歴史とともに地域社会との深い結びつきを持っていることから、 適正配置を行う上では、保護者、地域の方の意見を尊重し、学校、地域、行政が進めて いく必要があります。また、教職員配置数、スクールバスなどの通学手段などの教育条 件や、学校の施設設備についても十分な配慮が必要です。さらには、急速な情報化社会 の進展とともに、これまでへき地性や少人数学級であった学校の弱みが、子どもたちの 成長にとって大きな強みに変化する時代が到来していることも踏まえなければなりませ ん。

ただし、学校施設については、霧多布中学校校舎の耐用年数が残り10年となっていることから、早急な対応が求められます。その後、対応が迫られる校舎は茶内中学校で、耐用年数が残り19年となっています。したがって、茶内の建替えや改修を協議する際には、半世紀後を見据え、町内外の社会経済情勢や町づくりの計画、そして町内全体の児童生徒数の動向を含め教育条件や教育環境の視点から、本町の学校のあり方について、改めて十分な協議を進め、校舎の建設場所や規模などを決定することが求められます。